

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起る翌日は、休日がと日には、当そ)

平成九年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇告 示

生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健課)

生活保護法による医療機関の変更 (〃)

生活保護法による診療所等の廃止 (〃)

保安林の指定の解除予定 (森林保全課)

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)

都市計画事業の認可 (三件) (〃)

都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課)

◇雑 報

第二種大規模小売店舗についての意見の聴取 (経営流通課)

鳥取県告示第四百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

鳥取県告示第四百七十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同条第二項の規定によ

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
藤井たけちか内科	倉吉市東昭和町一五八	平成九年五月十三日
なわだ歯科医院	鳥取市賀露町一七〇三一四七二	ク
西伯薬局	西伯郡西伯町大字福成一〇一三一二	ク
根津整形外科医院	米子市西福原六丁目一一二八	平成九年五月十四日
西部リハビリテーション病院	西伯郡淀江町大字佐陀二二六九	平成九年五月二十六日
たじま医院	米子市錦海町一丁目一〇一六	平成九年六月四日
内浜クリニック	米子市彦名町九六四一	ク
さくら薬局	米子市西福原一五五六一一七	ク
上原整形外科医院	倉吉市東昭和町一五八一	ク
医療法人社団安部内科医院	東伯郡羽合町大字長瀬六八〇一一三	ク
佐々木歯科医院	鳥取市商栄町一五六一三	ク
みなど調剤薬局	米子市花園町一三〇一一九	ク
	平成九年六月十七日	

り次のとおり告示する。

平成九年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
株式会社太陽堂薬局	倉吉市上井町一丁目八一七	平成三年十月八日

鳥取県告示第四百七十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関診療所等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成九年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
医療法人井東医院	倉吉市新陽町一二一	平成九年三月三十一日
藤井たけちか内科	倉吉市東昭和町一五八	平成九年四月三十日
安部内科医院	米子市西福原一五五六一一七	平成九年七月四日
上原整形外科医院	東伯郡羽合町大字長瀬六八〇一二三	平成九年七月四日
西伯薬局	東伯郡西伯町大字福成一〇二三一二二	平成九年七月四日

仲田医院	日野郡日野町根雨七一五一六	平成九年五月一日
みなと調剤薬局米子店	米子市花園町二三〇一一九	平成九年六月一日

鳥取県告示第四百七十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡東伯町大字逢東字浜田河原一三三三八の一七
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第四百七十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百四十九号）第三十六条第三項の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年四月二十三日 鳥取県指令米土雜十第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原五丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原九丁目一〇三二一

生 林 隆 輝

鳥取県告示第四百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・五・二号出合橋松並線

三 事業施行期間

平成九年七月四日から平成十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市田園町一丁目、田園町三丁目及び西品治字下狭間地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第四百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称
倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称
倉吉都市計画道路事業 三・五・九号東中学校公園線

三 事業施行期間

平成九年七月四日から平成十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 倉吉市宮川町地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第四百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・四・十号皆生温泉環状線

三 事業施行期間

平成九年七月四日から平成十三年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 米子市皆生字南林ノ上及び字西林ノ上地内
2 使用の部分 なし

鳥取県告示第四百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・四・二十号車尾目久美町線

三 事業施行期間

平成三年十月二十五日から平成十二年三月三十一日まで

（変更前 平成三年十月二十五日から平成十年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分

米子市大崎字境中道西、字三拾間割、字六ツ割南中道西、字六ツ

割北中道西及び字六ツ割南中道西之貳、彦名字中道一、字中道二、

字中道三、字中道四、字中道五、字中道六、字古地通一、字古地

通二、字古地通三、字古地通四、字古地通五、字古地通六、字堂

ノ下一、字中村一、字大谷下一、字後藤川下一、字後藤川上一、

字若屋下一、字敷中下一、字大吉一、字高瀬一、字学校下一、字

鳥取県告示第四百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条

第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画事業 米子市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十四年四月二十三日から平成十八年三月三十一日まで

（変更前 昭和四十四年四月二十三日から平成十三年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分

変更する部分 米子市目久美町、道笑町四丁目、上福原字西元屋敷、東福原七丁

目、東福原八丁目、博労町三丁目、博労町四丁目、勝田町、河崎

字新田悪水西及び字源助前、安倍字荒神谷及び字荒森北、上後

藤八丁目、彦名字新堀道一、字角盤通、字角盤通二、字澤、字四

番川、字澤山、字富士見山及び字川中、皆生字長谷、字下屋敷、

字西元屋敷及び字東林ノ上並びに永江字稻場、字宮ノ前、字宮ノ

峯、字南宮塔及び字上ノ谷

高瀬川、字乘越川、字流田川一、字流田川中、西福原字堀川尻甲、字堀川尻乙、字堀川尻丙、字堀川尻丁、字堀川尻戊、字堀川尻己、字堀川尻、字平八道東、字堀川中及び字宇治右衛門道西、河崎字伊平治西、字要島境、字長谷川道東、字伝次郎西及び字高砂駄道西東、安倍字三本松、字鴨谷、字二番川瀬、字中山下、字駄道西、字駄道東、字米川添、字北外濱及び外濱、上後藤六丁目、上後藤七丁目、兩三柳字三右衛門道西北、字三右衛門道西、字平八道西、字堀川、字堀川尻及び字堀川尻北、西福原七丁目、西福原八丁目、西福原九丁目、車尾字古道、字池ノ上、字堀町田、字三番割西、字三番割、字西屋敷下端、字新地山下、字三番割東、字土橋、字大池端、字砂ノ下、字端中江、字倉敷、字倉敷東、字堀端、字浜中砂ノ下、字北宮ノ前、字東宮ノ前、字油免、字野正西、字野正、字土井、字古川、字スゲサ、字高黒、字内河原、字柳堀、字牛房田、字前田、字前田走り上、字上河原、字西古川尻、字七人新田、字石原新田、字下前河原及び字ハゼノ木、中島字壹本松、字西原大境、字大境、字墓ノ前、字西原、字高砂、字狐山、字中通、字保治田、字長池、字土橋、字樋ノ口、字澤ノ上、字荒神前、字屋敷、字子割、字井手辺、字下井手中添、字上古池井手添、字井手中江及び字上井手中江、上福原字西濱中、字浜中井手添、字上高砂、字東中江、字上築田、字下築田、字中高砂、字築田、字高砂、字井手中江、字北中江、字西立池、字中江、字道中江、字東孫兵衛池、字西孫兵衛池、字中蔵津、字大澤、字小澤、字一町田、字南元屋敷、字東元屋敷、字元屋敷、字豊田屋敷、字河端及び字北新田、東福原四丁目、東福原六丁目、皆生字上場、字下場、字上川端、字中屋敷、字西濱中及び字南濱中、博労町二丁目、美吉、長砂町、觀音寺字五反田、字岩崎、字三反田、字久下、字才ノ後、字竹ノ下、字樋ノ口、字免

2 使用の部分 なし

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成9年7月18日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成9年7月4日曜日

平成9年7月4日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田中 蓬 篤

○ 法第5条第1項の届出に係るもの

1 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

マルイ湖山店

鳥取市湖山町東一丁目123(まか)

2 届出者及び届出内容

届出者の名称又は氏名 届出者 の 住 所	店舗面積	開 店 日	主として販売する物品の種類
株式会社 マルイ 津山市一方228	998m ²	平成9年11月10日	雑貨、食料品
株式会社 神葉堂 神戸市中央区橘通四丁目2-13	666m ²	"	化粧品、雑貨 家庭用品、食料品
株式会社 タカラヅネ 京都府久世郡久御山町大字佐山37-1	53m ²	"	生菓子
藤岡英展 鳥取市吉成南町一丁目6-3	190m ²	"	酒類
吉田好隆 鳥取市湖山町北一丁目583	33m ²	"	写真関連用品
久保宏 津山市堺町7	"	"	園芸関連用品